

(5) 教育改革について

全学的な教育改革の取組みとして「学生による授業評価アンケート調査」並びに「公開授業」が実施されている。

①学生による授業評価アンケート調査

学生による授業評価アンケートは平成16年度前期から実施している。その目的とするところは、学生自身が自分の学習を振り返り、授業に対する姿勢を反省するとともに、教員が学生の率直な意見を聴取し、今後の授業内容及び教育方法の改善に資することである。

実施方法は、非常勤講師を含めた全教員を対象とし、ゼミ、演習を除く全科目において、学生名記名方式で、原則として前期及び後期の最終授業終了時に、学生にアンケート用紙を配り、回答は封印されたまま、大学本部（又は業者）に送られている。アンケートの集計、分析、報告書の作成業務は業者に委託しており、平成18年度の委託金額は2,352千円（1～3年生対象）になっている。評価結果を教員に伝えるのは、成績評価に影響しないよう定期試験の成績の出た後とし、各教員は授業改善の資料にしている。

また、学生へのフィードバックとして、「授業評価アンケートの結果のグラフ」「学生からのコメント」と共に、教員の見解等を記載した「授業評価をうけて」を作成し、学術情報館で学生、教員は閲覧できるようになっている。アンケートの質問項目は各学部共通項目のほか学部独自の項目を4項目設けているが、経営学部は設けていない。アンケート用紙（経済学部用）は次のものである。

実施日 :

授業評価アンケート用紙

□-ド>

年 度 :	2007
学 期 :	1
授業科目名 :	
担当教員名 :	

神戸学園都市キャンパス

[-]

学籍番号 :	氏 名 :
--------	-------

このアンケート調査は、今後の授業内容及び教育方法の改善を目的として実施しますので、真摯な姿勢で答えてください。なお、このアンケートは、成績など評価には一切影響を及ぼすことはありません。また、複数教員による授業については、その平均的な評価を記載してください。

区分	番号	項目	【5段階評価】						
			いいえ ←	→いい	(該当する番号を箇印でください)	1	2	3	4
学生の自己評価について	1	必要な準備(予習・復習)をして授業に臨んだか	1	2	3	4	5		
	2	授業に毎回出席したか	1	2	3	4	5		
	3	授業に対して真剣に取り組んだか	1	2	3	4	5		
	4	学生全体の履修態度は良かったか	1	2	3	4	5		
授業内容について	5	履修して良かったか	1	2	3	4	5		
	6	シラバスに沿った授業内容であったか	1	2	3	4	5		
	7	興味深い内容であったか	1	2	3	4	5		
	8	学年のレベルに適した授業であったか	1	2	3	4	5		
	9	将来何らかの形で役に立つと思うか	1	2	3	4	5		
	10	当該学問分野の知識や考え方方が身についたか	1	2	3	4	5		
授業方法について	11	教科書、教材、機材等の利用は効果的であったか	1	2	3	4	5		
	12	説明や資料は分かりやすかったか	1	2	3	4	5		
	13	学生からの質問に対して適切な対応がなされたか	1	2	3	4	5		
教員について	14	授業への取り組みは熱心であったか	1	2	3	4	5		
	15	授業時間を持っていたか	1	2	3	4	5		
	16	学生へ公平に対応していたか	1	2	3	4	5		
学部独自項目	17	大学の授業にふさわしい内容、水準であったか	1	2	3	4	5		
	18	授業で扱われていた事柄への関心が高まったか	1	2	3	4	5		
	19	授業環境(教室、設備、人数規模等)は良かったか	1	2	3	4	5		
	20	アンケートの諸項目はこの授業を評価するのに適切であるか	1	2	3	4	5		
自由意見欄 [授業改善につながる ような意見等があれば 記載してください]	-	-	-	-	-	-	-	-	-

②公開授業

公開授業は他教員の授業を参観し、受講者の立場から授業方法について自らの授業と比較を行い、今後の授業方法の改善に資することを目的に実施している。教育改革部会で公開授業のための共通ルールを決め、各学部でこれに準拠したルールを作成して平成16年度後期から全学で実施している。共通ルールは次のようなものある。

- 1) 複数の教員が学部内において授業を公開すること。
- 2) 公開授業は教員が相互参加することが望ましい。
- 3) 参観する教員は参観される教員に事前に了解を得ておくこと。
- 4) 学生に授業を公開する旨を伝え、事前に了解を得ておくこと。
- 5) 数回公開授業参観後、学部において意見交換会等を実施する。
- 6) その際に公開授業が授業者の授業内容をチェックするのではなく、質の良い授業をするための場として考える。
- 7) 教育改革部会で各学部の結果を取りまとめる。

平成18年度の各学部における公開授業の実施状況は次のとおりであり、年間数回公開授業を行うことを共通ルールとしているにもかかわらず、1科目しか行っていない学部が3学部（看護学部・理学部・環境人間学部）があるほか参加者人数も非常に少ない。

学 部	公開対象授業、参加者数等
経 済 学 部	2科目を対象とし、8名参加
経 営 学 部	5科目を対象とし、延べ12名参加
看 護 学 部	全科目を対象としているが、参加者は2名のみ
工 学 部	2科目を対象とし、延べ23名参加
理 学 部	全科目を対象としているが、参加者は1名のみ
環境人間学部	1科目を対象とし、8名参加

各学部の結果取りまとめにおける反省点として次のような意見が出されている。

- ・参加者が少ない。より多くの教員が相互参観することが望まれる。
- ・公開授業そのものは、個の教員の資質の向上に役立つが、仕組みとして実施していくには、大学としての方針や方向性をより明確にしていく必要がある。
- ・学科および各コースの教育目標・学習目標の明確化が必要である。
- ・公開授業の拡大が必要である。
- ・教育成果評価システムを採用することが望ましい。
- ・参加者からの報告がない。

(6) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

総合教育センターに関する第1期中期計画の計画項目は25項目あり、その達成度の自己評価結果はⅢ（順調に実施している）が20項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が5項目である。この評価Ⅱの項目は計画No.Ⅱ1(6)、Ⅱ3(6)、Ⅱ3(8)、Ⅱ6(4)、Ⅱ6(6)、であり、その内容は第三. 15. B. (1)③計画を十分に実施できていないと評価された項目 b. 自己点検・評価結果（項目別概要）についての箇所（318頁～322頁）に記載しているので参照されたい。

なお、この主な内容は「・副専攻選択制度の実施に否定的な学部が多く進んでいない。・文部科学省の教育改革プログラムに応募し、先進的な教育改革プログラムの開発・改善に努めているが、採択には至っていない。・学生の各学部等教育改革委員会への参加等は実施に至っていない。・アドミッションオフィスとしてAO入試等を実施する体制として十分とはいえない。・入試における様々なミス防止体制が十分確立していない」というものである。

また、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは、次の4項目である。

評価No.Ⅱ1(3)	英語・情報関連教育の一層の改善を図るため、学生のグローバル化に係る評価結果に基づき、教育プログラムを再編成する。
評価No.Ⅱ1(7)	教育効果を高めるため、情報通信機器の教育への活用を促進するほか、シラバスの公開や履修登録など「情報通信技術を活用した教育支援システム」の整備に努める。
評価No.Ⅱ3(1)	平成16年度から全科目を対象に、授業内容、授業方法、学生の自己評価などの質問項目を設定した「学生による授業評価」を実施し、授業内容・教育方法の改善と教育研究活動の活性化を図る。
評価No.Ⅱ3(2)	「総合教育センター」が中心となり、教育方法の改善を図るため、授業改善懇談会、教育相互の授業参観制度、教育研修会、FD推進月間等の導入を検討し、全学的なFD(Faculty Development)の推進を図る。

12. 学術総合情報センター

(1) 設置目的と業務

県立大学は下記の表に掲げる学術情報館を一体的に運営して、学術資料の収集、提供等を行うと共に大学の教育、研究等に係る情報化の推進等を行う教育研究施設として、学術総合情報センターを置いている。

名 称	位 置
神戸学術情報館	神戸市中央区東川崎町1丁目
神戸学園都市学術情報館	神戸市西区学園西町8丁目
姫路書写学術情報館	姫路市書写
播磨科学公園都市学術情報館	赤穂郡上郡町光都3丁目
姫路新在家学術情報館	姫路新在家本町1丁目
明石学術情報館	明石市北王子町

学術総合情報センターは、県立大学の教育及び研究に必要な図書及びその他の資料の収集、組織及び保管並びに情報システムの管理運用及び指導等を行うことにより、大学における教育研究に資するとともに、学術情報の地域社会への還元を図り、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的としており、その目的を達成するため次の業務を行うと定めている（学術総合情報センター規程第3条）。

- 1) 図書等資料の収集、組織及び保管に関する事。
- 2) 図書等資料の利用者への提供に関する事。
- 3) 図書等資料の相互利用に関する事。
- 4) 大学情報システムの立案導入及び管理に関する事。
- 5) 大学情報システムの安定的な運用及びセキュリティ維持に関する事。
- 6) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の研究開発及び導入に関する事。
- 7) 独自システムの管理運用に係る助言及び指導に関する事。
- 8) 大学情報システムの利用者研修に関する事。
- 9) インターネット接続に関する事。
- 10) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関する事。
- 11) 情報システムに係る研究調査に関する事。
- 12) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事。

(2) 運営体制

当センターにはセンター長（研究・産学連携担当の副学長）、副センター長のほか各学術情報館長（教員の兼務）を置き、事務職員として次のように41名を配属している。

キャンパス	事務職員	技能労務職	非常勤嘱託員	計
神 戸	2		1	3
神戸学園都市	9		4	13
姫 路 書 写	7	1	1	9
播磨科学公園都市	3		2	5
姫 路 新 在 家	3		2	5
明 石	3		3	6
計	27	1	13	41

またセンターの運営に係る重要事項を審議するため、センター運営委員会を設置している。当運営委員会の委員は次の者で組織している。

- 1) 学術総合情報センター長
- 2) 副センター長
- 3) 各学術情報館長
- 4) 事務局学術総合情報・応用情報課長

上記運営委員会には、図書部会と情報システム部会が設けられている。

(3) 具体的業務内容

当センターの業務は、a. 図書等資料の収集、保管、利用、管理に関する業務と b. 大学情報システムの管理・運用及び指導に関する業務に分けられる。以下それらの業務ごとの平成18年度の主な実績は次のとおりである。

①図書等資料の管理業務

学術情報館図書等資料利用規程、学術情報館図書等資料公開規程が定められており、これら規程に準拠して業務は行なわれている。

- ・電子ジャーナルの導入を順次進めており、平成18年度はエルゼビア社電子ジャーナルを導入した。
- ・平成18年4月より神戸学術情報館で教職員と学生を対象に夜間利用の実施を開始した。
- ・各キャンパスの学術情報館において、地区別図書部会を開催し、計画的、効果的な図書整備を行った（平成18年度の受入冊数14,552冊）。
- ・遠隔授業システムを授業以外に遠隔会議で3回利用した。

②情報システムの管理業務

兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程、情報処理教育システム管理運用規程が定められており、これら規程に準拠して業務は行なわれている。

なお、情報処理教育システムは、情報教育・専門教育及び研究活動を支援するための教育・研究用システムで、授業等で使用されない時、情報処理実習室等は学生の個人的な自習等の場として開放されている。

- ・平成18年度ネットワーク環境等の充実を図るための方針決定、技術的検討など情報システム部会を1回、業者との打ち合せを5回開催した。
- ・平成18年度に「情報セキュリティポリシー」制定作業を行い、次のものを学術総合情報センター運営委員会で決定し、平成18年11月22日から施行した。
 - 1) 兵庫県立大学情報セキュリティポリシー
 - 2) 情報システム利用のための基本的ガイドライン
 - 3) PC教室・PC利用施設の利用に関するガイドライン
 - 4) パスワードの管理に関するガイドライン
 - 5) 電子メールの利用に関するガイドライン
 - 6) 情報セキュリティ研修・自己啓発ガイドライン
 - 7) 情報セキュリティ維持に関するガイドライン
- ・県立大学附属高等学校の高校生約10名が、国立天文台すばる観測所（ハワイ）に研修に行くに先立ち、18年8月、県立大学理学部において、同学部とすばる観測所を遠隔授業システム（H323システム）でつなぎ、観測所の概要説明を受けるなど事前研修を行った。

(4) 学術情報館について

① 学術情報館蔵書冊数等（平成19年4月1日現在）

区分		和書(和雑誌)	洋書(洋雑誌)	合計
神戸学術情報館	図書	4,633冊	1,928冊	6,561冊
	雑誌	45種	28種	73種
神戸学園都市学術情報館	図書	323,403冊	171,966冊	495,369冊
	雑誌	1,256種	1,843種	3,099種
姫路書写学術情報館	図書	136,254冊	66,730冊	202,984冊
	雑誌	1,506種	1,316種	2,822種
播磨科学公園都市学術情報館	図書	27,731冊	27,703冊	55,434冊
	雑誌	85種	261種	346種
姫路新在家学術情報館	図書	97,420冊	17,108冊	114,528冊
	雑誌	1,831種	329種	2,160種
明石学術情報館	図書	49,207冊	14,640冊	63,847冊
	雑誌	669種	201種	870種
合 計	図書	638,648冊	300,075冊	938,723冊
	雑誌	5,392種	3,978種	9,370種

②学術情報館の開放

学術情報館が教育・研究上の目的から所蔵している内外の専門図書等を一般に公開することにより県民の文化及び教養の向上に資するため、次の要領で開放している。

開館日時	<input type="radio"/> 神戸、神戸学園都市：月曜～金曜 9:00～17:00 <input type="radio"/> 姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石 a 授業のある期間 : 月曜～金曜 9:00～19:00 b 春・夏・冬の休業期間：月曜～金曜 9:00～17:00
利用方法	<input type="radio"/> 神戸、神戸学園都市、明石：閲覧、複写 <input type="radio"/> 姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家：閲覧、複写及び館外貸出 ※館外貸出は18歳以上のみ (H15.4.1から開始)

③年間入館者数（平成18年度）

	神戸学園都市 学術情報館			姫路書写 学術情報館			播磨科学公園都市 学術情報館			姫路新在家 学術情報館			明石 学術情報館			神戸 学術情報館		
	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均
全数	285	67,811	237.9	238	185,395	779.0	240	79,577	331.6	238	41,378	173.9	238	55,181	231.9	238	4,615	19.4
平日 9:00～17:00	238	60,439	253.9	238	166,273	698.6	240	68,307	284.6	238	36,994	155.4	238	41,663	175.1	238	4,615	19.4
平日 17:00 以降	164	6,021	36.7	163	19,122	117.3	163	11,270	69.1	164	4,384	26.7	166	13,518	81.4	-	-	-
土曜開館時	47	1,351	28.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
閉館後(無人)	-	-	-	365	33	0.1	-	-	-	365	120	0.3	-	-	-	238	68	0.3

※神戸学園都市学術情報館について

- 注1) 開館日数の全数は平日(9:00～17:00)の日数と土曜日開館時の日数をたしたもの。
 注2) 全入館者数は、閲覧室の退出ゲートにあるカウント数で、毎月初めの調査記録を合計したものである。
 なお、自習室、談話室の利用者数は、統計を取っていないため表中の数字に含まれていない。
 注3) 平日17:00以降及び土曜開館時の入学者数は、特定時刻における滞在者数を記録した「夜間開館日誌」による。

※17時以降の開館時間について、明石学術情報館は17:00～22:00、神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家の学術情報館は17:00～19:00。

学生1人当たり年間入館回数を次表により算出したところ、明石学術情報館が111回で最も多く利用しており、神戸学園都市学術情報館が33回と最も少ない。神戸学園都市学術情報館は最も蔵書冊数が多いにもかかわらず利用率は低い結果になっている。

	神戸 学園都市	姫路書写	播磨科学 公園都市	姫路 新在家	明石	神戸
平成18年度入館者数 (A)	67,811	185,395	79,577	41,378	55,181	4,615
学生数 (B)	2,034	1,910	927	906	499	88
学生1人当たり年間入館回数 (A) / (B)	33	97	86	46	111	52

学生数は平成19年4月1日現在（但し、神戸学園都市については会計研究科の学生は除いている）

(5) 情報システムの概要

兵庫県立大学情報システムは、兵庫情報ハイウェイ（民間保有・県借用）を活用して県内各地にある県立大学のキャンパス・施設を結び、学内の業務運用と教育研究支援を行うための基盤システムとして構築、運用している。

同システムは、①学生情報システム、②図書館システム、③情報処理教育システム、④遠隔授業システムの4つのサブシステムとそれらをつなぐ⑤ネットワークシステムで構成され、県立大学における業務運用と教育研究支援に重要な役割を果たしている。

①学生情報システム

県立大学の全学生の在籍情報、履修情報、成績情報、授業料免除、健康診断等のデータを管理し、進級判定、卒業判定等を行うシステム

②図書館システム

県立大学6学術情報館と1研究所の蔵書の書誌管理、図書の貸出返却、図書やデータベースの検索、文献複写等及び学術情報館の入退館管理を一体的に行うシステム（なお、図書の発注管理はシステム化しておらず、一部インターネットにより発注）

③情報処理教育システム

県立大学の学生・教職員のネットワークへのID認証を行うとともに、学生に対するコンピューターの基礎的な操作・活用方法等の情報リテラシーの習得や、高度な数値計算・統計処理等の研究活動を支援するシステム

④遠隔授業システム

離れた複数キャンパス間で、音声・映像をリアルタイムに伝送して、遠隔授業や遠隔会議を行うシステム

⑤ネットワークシステム

兵庫情報ハイウェイを基幹ネットワークとして、上記の4つのシステム及び各キャンパスの教員・院生研究室等の情報機器を接続するシステム

このうち、学生情報システムと遠隔授業システムは学内の閉じたイントラネット回線を、図書館システム、情報処理教育システム、及び各キャンパス内LANは学外へ開放されたイ

ンターネット上流接続回線を利用しており、これらのネットワークとシステムが組み合わされて県立大学全体の情報システムを構成している。

なお、事務における情報システム化の状況は、下記のとおりであり、県が導入しているシステムを活用しているが、大学独自のシステムはない。

組織	業務内容	情報システム化の状況	備考(コメント)
総務課	人事・労務 教職員の福利厚生	△ △	県人事管理システムにより管理 公立学校共済、学校厚生会とはメール交換等
	給与事務 被服貸与事務	○ ×	県給与管理システム 文書処理
	評議会 部局長会議	×	文書処理
	全学規程集 公立大学協会	×	文書処理 (対外的なものは、ホームページ公開) 公立大学協会とはメール交換等
企画課	科学研究費補助金	△	文部科学省・日本学術振興会と メール交換 (一部、文書送付)
	財産関係	○	県庁財務会計システム
	支出事務	○	同上
	収入事務	○	同上
	備品管理事務	△	同上 (重要物品のみ)、大学内では、一部 PC 管理
	公有財産施設管理事務	△	県公有財産管理システム (大学は、手書き報告)

(6) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

学術総合情報センターに関する第1期中期計画の計画項目は10項目であり、その達成度の自己評価結果はⅢ（順調に実施している）が8項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が2項目である。評価Ⅱの項目は次の項目である。

評価No.II5(5)	各地区それぞれの専門分野に応じた特色ある情報拠点として各地区学術情報館の整備・充実を図る。
評価No.IV3(4)	「学術総合情報センター」を中心として、人的支援体制の充実も含めた情報ネットワーク運用体制の整備を図るとともに、ネットワーク環境、情報処理環境及びマネジメント環境の充実に努める。

また評価Ⅲの項目は10項目中8項目と多く、上述(3)具体的業務内容に記載のとおり、学術総合情報センターの業務は積極的に推進されている。なお、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の3項目である。

評価No.II 5 (1)	電子ジャーナル等電子コンテンツの充実を図るとともに、雑誌購入の効率化と研究活動の向上を図る。
評価No.II 5 (2)	各学術情報館で分散運用している図書館システムを統合し、総合的な利用者サービスの向上を図る。
評価No.IV 4 (4)	情報セキュリティポリシーを策定し、同ポリシーを確保するために組織及びルールを作り、全学への徹底を図る。

13. 生涯学習交流センター

(1) 設置目的及び業務

大学固有の専門的教育研究資源の活用に視点をおき、社会人のリカレント教育や高度な教養教育等、県民の多様な生涯学習ニーズにこたえるため、その企画立案、学内の総合調整、推進を担う組織として本部に「生涯学習交流センター」を設置している。

当センターは上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（生涯学習交流センター規程第2条）。

- 1) 生涯学習の企画立案に関すること。
- 2) 生涯学習に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 生涯学習に係る自主事業の実施に関すること。
- 4) 生涯学習のコーディネート業務に関すること。
- 5) 生涯学習に係る県民等の交流の支援に関すること。
- 6) 生涯学習の調査研究に関すること。
- 7) 情報の収集・提供に関すること。
- 8) 学内の学部等との連携及び調整に関すること。
- 9) 関係機関との連携・調整業務に関すること。

(2) 運営体制

当センターにはセンター長（副学長）、センター長補佐、事務職員を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、生涯学習推進委員会を設置している。当委員会の委員は次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) センター長補佐
- 3) 第8条第1項に規定する委員会の委員長（下記注①参照）
- 4) 経済経営研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

注① 第8条 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、会計研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所、（以下「学部等」という。）に、当該学部等における生涯学習に関して必要な事項を審議することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

(3) 事業の概要

主な業務としては、通常の公開講座に加え、但馬、丹波といった地域へのアウトリーチ・プログラムとしての公開講座を積極的に展開している。これら事業の実施は次のようにして行われている。

Ⅰ. 計画の策定

- ・全学的視点から公開講座等の種類及び年間スケジュールなどセンターが企画。
- ・全学の生涯学習推進委員会が決定。

Ⅱ. 実施体制

- ・公開講座等の実施は各部局・センターが担当。
- ・各部局は部局公開講座、特別公開講座、アカデミック・ツーリング・プログラムを原則毎年度1つ以上担当。その他の講座は年度毎に担当部局を全学委員会で決定。

Ⅲ. 費用負担

公開講座に要する費用は、受講者から徴収する受講料で賄うことを基本とする。

以下、平成18年度の具体的な実績の主なものは次のとおりである。

①公開講座、特別公開講座等県立大学が主体となって実施する事業(9講座、354名受講)

大学教育等を学内外に開放したり、地域からの要請に応えて講師を派遣している。

講座の名称	実施日(回数)	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
a. 公開講座				
パソコン教室 初心者向け Webマーケティング とデータ分析入門	8月5日(土)12日 (土)13日(日)(3回)	20名 (20名)	6,700円	神戸学園都市 キャンパス
食文化教室 スローフードとイタリア	8月26日(土)9月2日 (土)4日(月)(3回)	25名 (25名)	6,700円 (保険料・材料費 負担別途1,500 円)	神戸学園都市 キャンパス
スポーツ教室 テニス	9月4日(月)6日(水)8 日(金)11日(月)13日 (水)15日(金)(6回)	36名 (30名)	6,700円 (スポーツ保険料負 担別途1,500 円)	神戸学園都市 キャンパス
GISを通して見る我がま ち・我が地域	9月2日(土)9日(土)16 日(土)(3回)	19名 (40名)	6,700円	神戸キャンパス (応用情報科学研究課)
b. 特別公開講座				
宇宙・地球・人と自然 —その歴史と変遷—	7月1日・8日・15日・22 日・29日土曜日(5回)	40名 (50名)	5,800円	丹波の森公苑 (自然・環境科学研究所)
見えないものを観る、測 る、知る	6月3日・10日・17日 土曜日(3回)	31名 (30名)	4,900円	但馬文教府 (自然・環境科学研究所)
c. 国際セミナー				
看護実績と研究の循環に ついて	9月22日(金)23日(土) (2回)	141名 (400名)	6,700円	明石キャンパス

d. 社会人プロフェッショナルコース				
変化する景観をいかにとらえるかー最新の景観解析から景観法への対応までー	5月9・16・23・30日 6月6・13日 火曜日 (6回)	21名 (20名)	7,600円	神戸キャンパス (自然・環境科学研究所)
e. アカデミック・ツーリズム・プログラム				
コウノトリの野生復帰から考える地域の環境保全	11月8日(水)・9日(木)	21名 (40名)	4,900円	神戸キャンパス・ 県立コウノトリの郷公園 (自然・環境科学研究所)

②他機関との連携等により実施する事業 (5講座、183名受講)

1. 大学連携ひょうご講座

県と県内大学等が連携し、様々な分野におけるアカデミックで専門的な大学教育レベルの講座を提供している。

講座の名称	実施日(回数)	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
学外科目	日中関係を中心とする東アジアの経済的・社会的な交流と統合をめぐって	9月9日～11月18日 土曜日(祝日除) (10回)	40名 (40名)	12,000円 神戸学習プラザ (経済学部)
	ひょうごの自然・環境十話	5月12日～7月14日 金曜日(10回)	41名 (40名)	12,000円 神戸学習プラザ (自然・環境科学研究所)

2. ひょうごオープンカレッジ

県と県立大学が共同して実施する社会人向け専門講座で大学施設を活用した参加・体験型の講座を提供している。

講座の名称	実施日(回数)	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
技術経営(MOT)と事業創造	9月30日・10月7日・ 14日・21日・28日 土曜日(5回)	24名 (40名)	20,000円	神戸学園都市 キャンパス (経営学部)

3. 神戸学園都市(UNITY:大学共同利用施設)公開講座

神戸研究学園都市にある大学が社会人向けに開講している。

講座の名称	実施日(回数)	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
将来の備えとして健康を考えるーできることを今からー	4月8日・15日・22日 5月6日・13日 土曜日(5回)	45名 (80名)	4,200円	UNITY (看護学部)
日本企業の海外進出の経営・ 経済学	1月27日・2月3日・10 日・17日・26日 土曜日(5回)	33名 (80名)	4,200円	UNITY (経営学部)

③知の創造シリーズフォーラム（2回実施、695名受講）

県立大学教員や大学にゆかりのある著名人を講師に迎え、フォーラムを開催し、大学の知的活動の成果を地域に還元している。

講座の名称	実施日	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
コウトリ羽ばたく -放鳥から定着への道-	5月24(水)	215名 (200名)	無料	兵庫県公館 (自然・環境科学研究所)
新たな太陽系の姿 -冥王星は惑星から陥落したのか?-	12月16(土)	480名 (900名)	無料	赤とんぼ文化ホール (自然・環境科学研究所)

④社会人向け履修制度

生涯学習を通じて社会に貢献するための一環として、県立大学では次の制度を設けている。

- Ⅰ. 社会人入学制度(学部・大学院)…社会人のための夜間等の学習制度や特別の入試制度があり、フルタイムの学生として入学する制度
- Ⅱ. 長期履修制度…職業等に従事しながら学習を希望する人々の学習機会を拡大する観点から、修業年限(標準修業年限)を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる制度
- Ⅲ. 科目等履修制度…学部や大学院で開設されている一又は複数の授業科目をパートタイムで履修する制度で、試験等により評価され合格すれば単位を修得できる制度

(4) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

生涯学習交流センターに関する第1期中期計画の計画項目は次の3項目であり、その達成度の自己評価の結果は次のとおり、十分実施できていないものが1件ある。

計画No.	計画内容	自己評価	推進状況
Ⅲ1(1)	「生涯学習交流センター」の企画・調整機能を高めつつ、大学の専門的教育・研究資源を活用し、社会人のリカレント教育や高度な教養教育等県民の多様な生涯学習ニーズに応える。	Ⅲ	各部局の特色を生かした魅力ある生涯学習プログラムを提供している。
Ⅲ1(2)	各種公開講座や大学の設置されていない地域における公開講座の実施のほか、他大学等との連携により、県民等に広く学習機会を提供する。	Ⅲ	丹波・但馬地域において特別公開講座を実施しているほか、ひょうご大学連携推進機構等との連携による公開講座を提供している。また、広く学習機会を提供するため、平成18年度には知の創造シリーズフォーラムを西播磨地域で実施した。

III 1 (4)	情報技術の進展を踏まえつつ、社会人の高度専門教育への学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供するため、「遠隔授業システム」の活用・拡充による新たな生涯学習事業の推進を検討する。	II	生涯学習事業については、現在、今後の事業展開についての基本的な考え方を議論しており、その中で、遠隔授業システムの活用についても検討する。
-----------	--	----	--

自己評価 II 十分実施できていない。

自己評価 III 順調に実施している。

14. 産学連携センター

新たな産業の創出や技術の向上など産業界からの要望は強く、また企業ニーズを踏まえた研究の推進を通して大学の活性化を図るため、平成12年度「産学交流センター」を姫路工業大学に設置し産学交流事業を展開してきたが、平成16年度「産学連携センター」を大学本部に設置し、産学交流センターが担っていた機能を神戸・阪神地域をはじめ全県的に展開することとし、引き続き姫路書写キャンパスには、「姫路産学連携センター」を設置している。

(1) 設置目的及び業務

当センターは、県立大学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を積極的に推進するとともに、地域社会に開かれた大学としてその知的資産を地域社会に還元し、社会に貢献することを目的としている。当センターは上記の目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（産学連携センター規程第2条）。

- 1) 産学連携の企画立案に関すること。
- 2) 産学連携に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 産学連携事業の実施に関すること。
- 4) 産学連携に係るコーディネート業務に関すること。
- 5) 産学連携に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 6) 学内の学部等との連携及び調整に関すること。
- 7) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- 8) 利益相反に係る対応に関すること。

(2) 運営体制

当センターには、センター長（副学長兼務）、姫路産学連携センター長、事務職員1名、コーディネーター5名を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、産学連携センター運営委員会を設置している。当運営委員会の委員は、次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) 姫路産学連携センター長
- 3) 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部及び応用情報科学研究科、会計研究科から選出された教員各1名
- 4) 経済経営研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

その他センター長が必要と認めた者としては、県の関連機関との連携を密にするために大学外の機関（(財)新産業創造研究機構、兵庫県立工業技術センター）の方が委員になっている。

(3) 具体的業務内容

県立大学における产学連携は三つの方向で新たな展開を図っている。第一は連携の専門分野を理工系だけでなく経済・経営、看護の分野に広げること、第二は連携する地域を播磨地域から神戸、阪神、さらには全県下に広げること、第三は連携の対象を産業界だけでなく各種団体や地方自治体等に広げることで、産学連携センターの具体的な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 全学の研究者データベースの構築と大学ホームページ上での公開（教員および所属する研究室の研究内容を知ることができる）。
- 2) 産学の幅広い連携を目指した大学発のシリーズセミナー「よくわかる研究」の開催。
大学本部（神戸市内）での開催のほか、県立工業技術センター等の他団体との共催や、地域での出前セミナーも行っている。
- 3) 各種団体（工業会、商工会議所等）との産学交流会の開催。その延長として地方自治体や金融機関との産学連携推進にかかる連携協定を締結し、その内容に沿った活動も展開している。
- 4) 企業等からの技術や研究に関する相談・コンサルティングの窓口業務
- 5) 企業等との共同研究等の発掘あるいは斡旋、企画、推進支援
- 6) 国等の大型研究プロジェクトの誘致あるいは獲得支援
- 7) 年度毎の年報の作成

平成18年度産学連携活動として、次のような活動を展開している。

①自治体等との連携活動

- ・姫路市・姫路商工会議所との連携協定に基づき、講演会（1回）、技術相談会（相談件数754）、技術利用研究会（5回）、見学会（1回）を行っている。
- ・宍粟市との連携協定に基づき、講演会（1回）、同市の各種プロジェクト策定委員会（地域情報化計画策定プロジェクト、行政評価システム構築プロジェクト他3件）への参画等行っている。

②金融機関との連携活動

国民生活金融公庫、姫路信用金庫、西兵庫信用金庫、神戸信用金庫、中小企業金融公庫の各金融機関と連携協定等を結び、助成金の受入れ、講演会の開催、研究会の設置等を行っている。

③はりま産学交流会との連携活動

技術開発・商品開発・人材開発を推進し、播磨地域産業の活性化に貢献するとともに、新たな事業創出を支援することを目的として設立され、姫路地域を中心とする企業100社以上を会員に持つ「はりま産学交流会」と姫路工業大学時から10年以上にわたり産学連携活動を行ってきており、18年度は以下のような連携活動を行っている。

講演会（2回）、事業化研究会（2回）、研究発表会（1回）、産学意見交換会（1回）、視察研修会（1回）、産学パートナーズシップ事業（県立大学教員が研究発表し、会員企業が関心を持った研究テーマに助成金を提供する。）（1回）

④C A S T クラブとの連携活動

西播磨地区における新産業の創出を促進するため、当該地域の研究開発型の企業により設立された「C A S T クラブ」と連携し、県立大学教員を講師として、会員企業のニーズに即した講演会4回を開催している。

⑤関係機関との連携活動内容

平成18年度は以下のような連携活動を実施している。

関係機関	連携活動内容
兵庫県	新たな産学官連携に係る政策提言のための意見交換会 2回
阪神北県民局	相談会（技術相談対応及び産学連携センターの紹介） 1回
兵庫県立工業技術センター	研究成果発表会 1回、講演会 1回
(財) 兵庫県環境クリエイティブセンター	研究会（ひょうごEコタウン推進会議パワマス利用技術研究会）
(財) ひょうご科学技術協会	講演会 1回（ものづくりの復権）
(財) ひょうご産業活性化センター	講演会 1回（中小企業支援ネットひょうごフォーム）
ニューメディア推進協議会	事業報告会 1回
東播磨ものづくり交流会	事業報告会 1回
兵庫県工業技術振興協議会	交流会 1回
21世紀播磨科学技術フォーラム	講演会 2回（食品の機能性開発と応用ほか）
播磨産業懇話会	講演会、交流会 2回 研究室訪問見学会 1回
(財) 新産業創造研究機構	兵庫県ピジネイキュート事業研究会 2回
経済産業省	中核人材育成事業実証講義 1回
近畿経済産業局	知的財産セミナー、意見交換会、研究結果報告 シンポジウム（ものづくり人材育成） 各1回
神戸市	神戸リソソネットワーク事業企業訪問 1回
姫路市	政策研究費事業の成果報告会 1回
西宮市、西宮商工会議所	西宮産学官民連携交流会の研究発表会 2回
(財) 尼崎地域・産業活性化機構	事業計画協議 1回、研究発表会 1回
加古川商工会議所	加古川市環境保全研究会環境セミナー 1回
西脇商工会議所	姫路書写キャンパス訪問見学会 1回
相生商工会議所	講演会（産学連携センターの紹介） 1回
龍野商工会議所	地域密着型創業・経営革新推進事業推進委員会 6回 起業化スクール・ピジネスプラン発表会コンテスト 1回

養父市・養父市商工会	産学連携説明会 1回
篠山商工会	北摂・丹波ものづくりセミナー展示相談会 1回
(財)兵庫工業会	CAD 設計講座 1回、ハーフデイスクッショントレーニングセミナー 1回
中小企業家同友会	シンポジウムセミナー 1回
元町まちづくり協議会	元町商店街の再生に向けた懇談会 1回
科学技術交流財団	先端技術講演会 1回

⑥産業界との共同研究及び受託研究の企画及び推進

県立大学は地域社会への貢献を重要な使命としており、地域産業発展のために産学連携に関する制度として、次の制度を設けている。これらの業務遂行のためセンター事務局に研究企画あるいは技術移転コーディネーター5名（神戸キャンパス3名 姫路書写キャンパス2名）を配置している。

区分	内容
共同研究	企業等から研究者や研究経費等を受け入れて、大学教員と企業等の研究者が対等の立場で共通の課題について研究を行う。
受託研究	企業等から研究費を受け入れ、委託された課題について研究を行う。
研究助成	本学における教育及び学術研究への助成を目的とした寄附金を受けている。
寄附講座・寄附研究分野	企業等からの奨学を目的とする寄附金により、寄附講座又は寄附研究分野を設置することができる。
技術相談	技術相談事項について対応するとともに、必要に応じて関連する専門分野の教員を紹介する。
研修員制度	企業等から派遣された研究員を、指導・援助する研修員制度がある。
研究機器・装置の活用	共同研究を実施する過程において、本学の機器・装置を活用することができる。

(4) インキュベーションセンター

平成19年2月、産業界からのニーズに対応した共同研究の推進や大学発ベンチャーをはじめとする新規起業への支援を行う施設として「インキュベーションセンター」を姫路書写キャンパス内に開設した。

当センターは、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積1,496m²で研究室19室を設けており、民間企業は県立大学との共同研究を通じて、研究室スペースを利用することができる。大学が持つ技術シーズと企業等のニーズを組み合せ、新製品や新技術の開発につながる研究を開拓していく拠点となる施設である。

民間企業が当センターを利用する条件は、①共同研究員の派遣を伴う共同研究を実施する場合（共同研究員受入に伴う経費負担として、1人当たり年420千円必要）と②大学のシーズを活用した大学発ベンチャー企業の支援を目的とする共同研究を実施する場合（この場合に限り、共同研究員の派遣を伴わない利用も可）である。平成19年12月末現在、既に19室が利用されている。

(5) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

産学連携センターに関する第1期中期計画の計画項目は15項目であり、その達成度の自己評価結果は、IV（上廻って実施している）が1項目、III（順調に実施している）が13項目、II（十分に実施できていない）が1項目である。

評価IVの項目は計画No.III 2(8)「産業界との研究交流を促進し、その研究成果を用いて次世代の産業の芽を創生するため、産学連携共同実験棟を整備する。」で、姫路書写キャンパス内にインキュベーションセンターを建設し、平成19年2月から供用を開始したことによりIV評価している。

評価IIの項目は、I 4(5)「寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図る。」で、寄附講座の設置は高度産業科学技術研究所において1件のみであることによりII評価としている。

また、評価IIIの項目は15項目中13項目と多く、前述の③具体的業務内容に記載のとおり、産学連携は積極的に推進されている。

なお、評価IIIの項目のうち相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の4項目である。

評価No.I 1(4)	兵庫県の有する地域特性と高度な研究基盤を生かし、学術的にも社会的にも要請されている学際領域に対応した研究、県民のニーズや地域社会の課題に対処する研究に取り組むとともに、産学連携を強化し、特に新産業創造に資する研究を推進する。
評価No.I 4(4)	「産学連携センター」に産業界との交流を推進するコ-ディネーターを配置するなど体制を強化し、本学の研究活動状況を積極的に情報発信することにより、さらなる外部資金の受入を推進する。
評価No.III 2(1)	「産学連携センター」及び「姫路産学連携センター」の企画・調整機能を高め、大学と産業界との交流を推進し、地域社会に開かれた大学としてその有する研究結果を地域に還元するとともに、教育・研究の活性化を図る。
評価No.III 2(6)	大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を促進する。

15. 国際交流センター

(1) 設置目的及び業務

県立大学では、世界水準の優れた研究や教育を進めていく上で、国際的な学術交流は重要なため、国際交流に係る企画立案、総合的推進及び総合調整を行い、大学の国際交流の推進を図ることを目的に国際交流センターを設置している。当センターは上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（国際交流センター規程第2条）。

- 1) 国際交流の企画立案に関すること。
- 2) 国際交流に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 学術交流協定の締結、更新、変更及び終結に関すること。
- 4) 国際交流に係る支援に関すること。
- 5) 国際交流に係る学内、関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、全学的な国際交流に関すること。

(2) 運営体制

当センターには、センター長（副学長）、センター長補佐、事務職員、国際交流相談員を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、国際交流推進委員会を設置している。当国際交流推進委員会の委員は、次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) センター長補佐
- 3) 第8条第1項に規定する委員会の委員長（下記注①参照）
- 4) 地域ケア開発研究所から選出された教員1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

注① 第8条 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、会計研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所、（以下「学部等」という。）に、当該学部等における国際交流に関して必要な事項を審議することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

(3) 事業の概要

① 留学生の受入れ

1. 事業の概要

留学生の受入れは、諸外国との国際理解・友好を深めるとともに、世界的な視野に立て活躍できる人材養成にも資するなど、重要な意義をもつものである。

県立大学においても、本格的な国際化時代を迎え、積極的に留学生を受け入れるとともに、留学生に対する教育指導体制の整備充実を図るなど、世界に開かれた大学としての役割を果たすよう努めている。

Ⅱ. 在学状況調

(平成19年5月1日現在、単位：人)

(留学生の国別内訳)

国 名	兵庫県立大学					神戸商科大学					合計	
	学部生	修士	博士	科目等 履修生等	計	学部生	修士	博士	科目等 履修生等	計		
中國	72	35	20	12	139	2		1		3	142	
韓国		2	3	2	7						7	
台湾	1		2		3						3	
パン・ラティッシュ		3	4		7						7	
その他11カ国	4	3	2	5	14						14	
合 計	77	43	31		19	170	2	0	1	0	3	173
	151						3					

(留学生のキャンパス別内訳)

キャンパス	人 数
神 戸	15
神 戸 学 園 都 市	124
姫 路 書 写	6
播 磨 科 学 公 園 都 市	11
姫 路 新 在 家	13
明 石	4
計	173

※国費留学生…兵庫県立大学11人（神戸学園都市キャンパス4人、播磨科学公園都市キャンパス7人）

※大学間国際交流規定に基づく交換留学生（平成18年度）…受入れ15人

(神戸学園都市キャンパス4人、姫路書写キャンパス3人、播磨科学公園都市キャンパス2人、姫路新在家キャンパス6人)

(参考) 派遣 5人

(神戸学園都市キャンパス3人、播磨科学公園都市キャンパス1人、姫路新在家キャンパス1人)

②国際交流協定の締結状況（平成18年5月1日現在）

1. 事業の概要

旧3大学で培ってきた学術交流・学生交流のネットワークを背景に本学では、現在、大学間協定は海外10カ国の14大学・教育機関、1研究所、部局間協定は海外6カ国7

大学と学術交流協定を締結し、学術交流をはじめ教員交流、交換留学生の派遣・受入等の国際交流事業を推進している。

□. 学術交流協定締結状況（各大学と直近に締結した内容）

(大学間協定)

国名	大学名	締結年月日	主な協定内容	協定締結時大学
中 国	暨南大学	平成 17 年 10 月 13 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	海南師範学院	平成 12 年 5 月 22 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
	蘇州大学	平成 18 年 5 月 22 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
韓 国	東亜大学校	平成 17 年 10 月 28 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
タ イ	チュラロンコン大学	平成 19 年 12 月 6 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	スラナリ工科大学	平成 19 年 10 月 16 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
オーストラリア	カーティン工科大学	平成 18 年 12 月 19 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
カ ナ ダ	セントマーチン大学	平成 12 年 7 月 19 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
アメリカ	エバーグリーン州立大学	平成 19 年 12 月 5 日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	ワシントン大学	平成 7 年 9 月 28 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
		平成 15 年 11 月 4 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立看護大学
ブラジル	パリ連邦技術教育センター	平成 14 年 5 月 29 日	・学生交流	姫路工業大学
	ロンドリーナ州立大学	平成 14 年 6 月 13 日	・学生交流	姫路工業大学
フランス	ブルゴーニュ大学	平成 13 年 12 月 28 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
ドイ ツ	カールスルーエ研究センター	平成 17 年 8 月 29 日	・共同プロジェクトの実施 ・技術情報及び専門知識の交換、科学者と技術者の技術向上 ・大学院学生の交換	兵庫県立大学
ルーマニア	ヤン工科大学	平成 15 年 6 月 2 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学

(部局間協定)

国名	大学等名	締結年月日	主な協定内容	協定締結学部等
中 国	中南大学 看護学部	平成 18 年 3 月 30 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
	香港理工大学 看護学部	平成 19 年 5 月 23 日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部・ 地域開発研究所

韓国	韓国赤十字看護大学	平成19年1月10日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
インド	イット工科大学 マドガ研究部	平成17年5月31日	・学生交流	物質理学研究科
インドネシア	バタビア大学 医学部	平成19年4月4日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部・ 地域開発研究所
アメリカ	ペニシルベニア大学 看護学部	平成19年6月8日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
イタリア	パリ大学医学部	平成18年5月22日	・学生交流	生命理学研究科

③学術交流

1. 事業の概要

学術の国際交流は、教育や研究が本来的に国際性を有することからの内在的要請であると同時に、国際化時代における社会的要請でもある。

このような見地から、県立大学において国際交流事業の1つとして、外国の大学との学術交流を積極的に推進している。

神戸学園都市キャンパスにおいては、昭和54年度から姉妹校であるアメリカ合衆国ワシントン州のエバーグリーン州立大学と、昭和60年度から中華人民共和国広東省の暨南大学と、それぞれ教員交換を中心とした学術交流を行っている。

□. 実績及び実施計画

エバーグリーン州立大学との交流

区分	エバーグリーン州立大学			兵庫県立大学		
	派遣教員	期間	講義内容等	派遣教員	期間	講義内容等
第25回	リーラー・ゲリー教授	17.4 ～17.7	「米国経済」	経済学部 教授 田平 正典	17.8 ～18.3	「Asian Culture and Art」
第26回	ヘナ・メイナップ教授	18.4 ～18.7	「米国の国際関係」	経営学部 助教授 森谷 義哉	18.8 ～19.3	「コンピュータと数字を用いた統計的手法の環境データへの適用」
第27回	スザン・フィクス教授	19.4 ～19.7	「日米の広告比較」	経済学部 准教授 ブライアン・アレグラン	19.8 ～20.3	「America Abroad (アメリカ研究)」

暨南大学との交流

区分	暨南大学			兵庫県立大学		
	派遣教員	期間	講義内容等	派遣教員	期間	講義内容等
第21回	吳立广教授	17.10 ～17.12	「国際投資-中国における経験-」	経営学部 教授 末延 岳生	17.10 ～17.12	「日本文化について」

第22回	陳海権助教授	18.10 ～18.12	「中国流通論」	経営学部 教授 江川 育志	18.10 ～18.12	「国際経済学」
第23回	陳戒傑講師	19.10 ～19.12	「中国 アグリビジネス論」	経営学部 教授 田島 哲也	19.9 ～19.9	「グローバル経済」

④学生交流

1. 事業の概要

学生の交流は、相互の大学の実情及び社会・経済・生活・文化の諸事情をより深く理解し、もって国際的な友好親善関係を発展させていくうえで非常に重要なものである。

神戸学園都市キャンパスにおいては、昭和61年度から暨南大学と、昭和63年度からはエバーグリーン州立大学とそれぞれ交換留学を行っている。

2. 実績及び実施計画

暨南大学との交流

区分	交換留学の方法	期間	人員
第8回	兵庫県立大学生を暨南大学へ派遣	17.9～18.8(1年間)	1人
		17.9～18.7(11月間)	1人
第9回	暨南大学生を兵庫県立大学に受け入れ	17.10～18.9(1年間)	2人
		18.9～19.8(1年間)	2人
第10回	兵庫県立大学生を暨南大学へ派遣	18.10～19.9(1年間)	2人
		19.10～20.9(1年間)	2人

エバーグリーン州立大学との交流

区分	交換留学の方法	期間	人員
第25回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	17.4～18.3(1年間)	2人
第26回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	17.9～18.7(11月間)	1人
第27回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	18.4～19.3(1年間)	1人
		18.4～18.10(7月間)	1人
第28回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	18.9～19.6(10月間)	1人
第29回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	19.4～20.3(1年間)	1人
第30回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	19.9～20.8(1年間)	2人

⑤短期語学研修

ⅰ. 第13回カーティン工科大学研修訪問団

・趣旨・目的

本学の学術交流協定大学であるカーティン工科大学へ学生の訪問団を派遣し、カーティン工科大学の学生・教員との交流、授業参加、専門学科訪問を通じて、両大学間の国際交流を推進する。

また5週間の英語研修プログラムを受講するとともに、ホームステイ滞在を通じて国際感覚・理解を深め、さらに日豪親善に貢献することを目的とする。

・訪問日程 2007年8月22日(水)～9月29日(土)

ⅱ. 第2回暨南大学交流研修訪問団(※平成18年度は、参加希望者が3名と少数のため中止)

ⅲ. 第1回ワシントン州夏期講座(※平成18年度は、参加希望者が7名と少数のため中止)

ⅳ. 第1回蘇州大学交流研修訪問団

・趣旨・目的

本学の学術交流協定大学である蘇州大学へ学生の訪問団を派遣し、蘇州大学の学生・留学生・教員との交流、授業参加、専門学科訪問等を通して、両大学間の国際交流を推進する。

また3週間の海外教育学院での中国語研修プログラムの受講と学生宿舎での生活を通して国際感覚・国際相互理解を深め、さらに日中親善に貢献することを目的とする。

・訪問日程 2007年9月4日(火)～9月23日(日)

⑥外国人留学生交流事業

留学生間の親睦を図るとともに、兵庫県の産業等を知る機会をもつことを目的として、兵庫県5地区に分け、毎年1地区を訪問する。

年度	時期	地区	内 容	参加者等計
H16	8/2	但馬	県北部農業技術センター等見学	42人
	11/12	県外	奈良県 東大寺・法隆寺等見学	49人
H17	8/4	西播磨	ヒガシマル醤油工場、揖保乃糸資料館そうめんの里等見学	33人
	11/11	県外	奈良国立博物館・明日香村等見学	39人
H18	8/4	丹波	鳳鳴酒造ほろ酔い城下蔵、丹波伝統工芸公園立杭陶の郷等見学	35人
	11/10	県外	京都府 嵐山(天龍寺)・嵯峨野、宇治、平等院鳳凰堂等見学	46人

⑦国際交流相談員の巡回相談

業務

① 県立大学留学生の相談対応窓口業務（日本語と英語のみ）

- ・留学生の学内生活に係る相談業務（奨学金の情報提供や生活習慣の違いによる相談等）
- ・留学生が大学に提出する各種届出に係る留学生と関係課職員の補助業務

② 県立大学留学生の交流企画業務

- ・外国人留学生交流事業（県立大学留学生による県内旅行：例年8月実施）

③ その他

- ・留学生ガイドブックの作成（県立大学）

(4) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

国際交流センターに関する第1期中期計画の計画項目は12項目あり、その達成度の自己評価結果は、Ⅲ（順調に実施している）が10項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が2項目である。この評価Ⅱの2項目は次のものである。

評価No.Ⅲ3(3)	学術交流協定を締結している海外大学等と遠隔授業システムを利用した授業連携等を推進するなど、交流事業の多様化を図る。
評価No.Ⅲ3(7)	国際競争力の強化やグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生の海外留学を推進する。

また、評価Ⅲの項目は12項目中10項目と多く、上記(3)事業の概要に記載のとおり、国際交流は積極的に推進されている。なお、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の2項目である。

評価No.I2(4)	海外研究者との情報交換や提携大学との研究拠点形成を図るなど、国際共同研究に積極的に取り組む。
評価No.Ⅲ3(1)	「国際交流センター」と各部局が連携し、国際的な学術交流、教員交流、学生交流、留学生の受入等を促進することにより、本学の国際化を推進し、教育研究の活性化と水準の向上を図るとともに、知的国際貢献に寄与する。

第三 監査結果（指摘事項及び意見）

1. 収納事務に関する事項

兵庫県立大学における神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の各キャンパスの主要な収入項目につき、直近3年間の推移をとり、異常な増減がある場合にはその内容を検討し、また平成18年度の収入については、収入の概要（必要な場合には事務手続）を把握し、主として合規性（必要な場合には経済性、効率性、有効性）の観点から必要と考える監査手続を実施した。また、その結果を監査結果、意見としてまとめた。以下、大学の主要な収入項目である財産使用料、大学授業料、研究料、大学公開講座受講料、大学入学料、大学入学考查料、外国人留学生教育委託費、教職員住宅賃貸料、延滞金、県立大学研究調査受託費収入、県立大学外部研究等資金受入金、雑入についてみてゆく。なお、後援会収入については、大学の収入としては計上されていないが、大学と密接な関係があることから、関係のある範囲において、取上げることとした。

A. 財産使用料

(1) 概要

財産使用料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	390	335	396
姫路書写	625	684	836
播磨科学公園都市	518	537	510
姫路新在家	559	651	670
明石	75	243	250
高度産業科学技術研究所	-	-	-

財産使用料は、行政財産に係る使用料であり、「地方自治法第238条の4第7項」の規程に基づき使用が許可され、「使用料及び手数料徴収条例」に基づき徴収されるものである。なお、この使用料は、「行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免について」（昭和57年3月26日付財50号）により10の使用区分に分けられ、50%、70%、100%の減免率が適用されている。

(2) 監査手続

財産明細表を入手し各キャンパスより任意に2件抽出し、行政財産使用許可書に基づき各財産が使用されているか、また、財務規則に則り適正な調定手続きがなされているかに

つき検証した。また、行政財産使用許可に係る使用減免がなされているものについては、減免の妥当性（適用する法令等の条項及び理由）に付き検証した。

(3) 監査結果

各キャンパスにおける取引について検討した結果、各財産は行政財産使用許可書に基づき使用されており、また、財務規則に則り適正な調定手続きがなされていることを確認した。また、行政財産使用許可に係る使用減免がなされているものについては、減免の妥当性（適用する法令等の条項及び理由）につき、問題は認められなかった。

B. 大学授業料

(1) 概要

大学授業料収入の直近3年間の推移 (単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,005,076	1,018,445	993,174
姫路書写	970,529	981,303	986,955
播磨科学公園都市	447,978	453,408	460,837
姫路新在家	430,661	447,090	454,202
明石	248,534	255,308	251,512
高度産業科学技術研究所	-	-	-

大学授業料には、「兵庫県立学校授業料等徴収条例」に基づき、兵庫県立大学の学部、大学院、科目等履修生、聴講生、研究生に対する授業料が、計上されている。各々の授業料の額は、次の通りである。

(単位：円)

種別	授業料
学部	年額 535,800
大学院	年額 535,800
科目等履修生	1単位 14,800
聴講生	1単位 14,800
研究生	月額 29,700

この授業料についての主要な取り扱いルールとして、以下のものを挙げることができる。

- ①休学した者については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月）から復学する日の属する月の前月までの月数相当額の授業料は、免除されることとされている。